

自然再生推進法の概要

自然再生推進法は、自然再生の基本理念、実施者等の責務、その他推進上必要な事項を定め、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的。

自然再生基本方針

- 自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針
- 環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議決定
- おおむね5年ごとに見直し

地域の取り組み

実施しようとする主体の発意・呼びかけ
誰でも発意・呼びかけをすることが可能

自然再生協議会の組織化

参加

協議会の取り組み

自然再生協議会

自然再生全体構想の策定

整合

自然再生事業実施計画案の協議

自然再生事業実施者

協議

自然再生事業実施計画の策定

送付

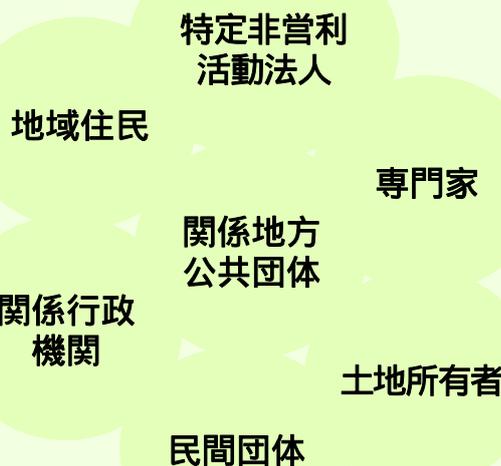
自然再生事業の実施

助言

モニタリングの実施
順応的な事業の実施

評価結果の事業へのフィードバック

連絡調整
報告



法に基づく支援

主務大臣および都道府県知事

意見聴取

意見

自然再生専門家会議

公表

意見

自然再生推進会議

関係行政機関で構成し、自然再生の推進を図るための連絡調整を実施

自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当